

総合研究開発機構法を廃止する法律案参照条文（目次）

一	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）	1
二	民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	8
三	信託業法（平成十六年法律第五十四号）（抄）	9
四	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）	9
五	国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（抄）	9
六	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）	10
七	行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百二十九号）（抄）	11
八	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）	11
九	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）	12
十	消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）	13
十一	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）	14
十二	独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）	15
十三	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（抄）	16
十四	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）	16

総合研究開発機構法を廃止する法律案参照条文

一 総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）

目次

- 第一章 総則（第一条 第九条）
 - 第二章 設立（第十条 第十四条）
 - 第三章 管理（第十五条 第二十二條）
 - 第四章 業務（第二十三条 第二十五条）
 - 第五章 財務及び会計（第二十六条 第三十二条）
 - 第六章 監督（第三十四条・第三十五条）
 - 第七章 雑則（第三十六条 第三十九条）
 - 第八章 罰則（第四十条 第四十二条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 総合研究開発機構は、平和の理念に基づき、現代の経済社会及び国民生活の諸問題の解明に寄与するため、民主的な運営の下に、自主的な立場から、総合的な研究開発（経済、社会、技術等に関する各種の専門的知識を結集して行なわれる基礎的、応用的及び開発的な調査研究をいう。以下同じ。）の実施及び助成、総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供等を行なうとともに、総合的な研究開発の成果を公開し、もつて国民の福祉の増進に資することを目的とする。

（法人格）

第二条 総合研究開発機構（以下「機構」という。）は、法人とする。

（数）

第三条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

（資本金）

第四条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

4 政府は、機構に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第五条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者(第三十六条第二項並びに第三十七条第一項及び第二項を除き、以下「出資者」という。)は、その持分を譲渡することができる。

2 出資者の持分の移転は、譲受け者について第三十六条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、機構その他の第三者に對抗することができない。

(名称)

第七条 機構は、その名称中に総合研究開発機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に総合研究開発機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第八条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に對抗することができない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力等)及び第五十条(法人の住所)の規定は、機構について準用する。

第二章 設立

(発起人)

第十条 機構を設立するには、総合的な研究開発に関して識見を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(設立の認可)

第十一条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十二条 内閣総理大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしな

ればならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が民主的に、かつ、健全に行なわれ、現代の経済社会及び国民生活の諸問題の解明に寄与することが確実であると認められること。
(事務の引継ぎ)

第十三条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を機構の会長となるべき者に引き継がなければならない。

2 機構の会長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

(設立の登記)

第十四条 機構の会長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込み又は出資の目的たる金銭以外の財産の給付があつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款記載事項)

第十五条 機構の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員を選任方法その他の役員に関する事項

六 研究評議会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

十一 設立当初の役員

2 機構の定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

- 第十六条 機構に、役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内、監事二人以内を置く。
- 2 機構に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。
- 3 役員を選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の仕事及び権限)

- 第十七条 会長は、機構を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長は、機構を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して機構の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員の場合はその職務を行なう。
- 3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して機構の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員の場合はその職務を行なう。
- 4 監事は、機構の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員の仕事禁止)

第十八条 役員（非常勤の理事を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十九条 機構と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(研究評議会)

- 第二十条 機構に、毎事業年度の事業計画その他機構の運営に関する重要事項を審議する機関として、研究評議会を置く。
- 2 研究評議会は、評議員二十五人以内で組織する。
- 3 評議員は、総合的な研究開発に関して識見を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(職員の仕事)

第二十一条 機構の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十二条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

(業務)

第二十三条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 総合的な研究開発の実施及び助成
- 二 総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供
- 三 総合的な研究開発の成果の公開
- 四 総合的な研究開発に関する研究者に対する研修及び総合的な研究開発の企画調整に当たる者の養成
- 五 総合的な研究開発に関する研究者に対する研究施設その他の施設の提供
- 六 総合的な研究開発に関する研究機関との提携及び交流
- 七 前各号の業務に附帯する業務
- 八 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第八号に掲げる業務を行なうときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十四条 機構は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(国との関係)

第二十五条 国は、機構の事業に関しその自主性を尊重するとともに、その事業の円滑な運営が図られるように、適当と認める人的及び技術的援助に付いて必要な配慮を加えるものとする。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十六条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十七条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十八条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、内閣総理大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表

及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(出資者に対する書類の送付)

第二十九条 機構は、第二十七条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十一条 機構は、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(財産の処分等の制限)

第三十二条 機構は、内閣府令で定める重要な財産を譲り受け、貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(内閣府令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第六章 監督

(報告及び検査)

第三十四条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第三十五条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行なった場合において、機構の業務又は会計が法令若しくはこれに基づ

く内閣総理大臣の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、機構に対して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員解任、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、機構が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することができる。

第七章 雑則

(出資者原簿)

第三十六条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込み若しくは出資の目的たる金銭以外の財産の給付の年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資金の額若しくは出資の目的たる金銭以外の財産の評価額又は出資者の持分の譲受け額（以下「出資額」という。）

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第三十七条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

第三十八条 削除

(協議)

第三十九条 内閣総理大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第四条第二項、第二十三条第二項、第二十四条第一項、第二十七条、第三十一条第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二条の認可をしようとするとき。

二 第二十八条第一項の承認をしようとするとき。

三 第三十二条及び第三十三条の内閣府令を定めようとするとき。

2 内閣総理大臣は、次の場合には、関係行政機関の長（財務大臣を除く。）に協議しなければならない。

一 第二十三条第二項又は第二十四条第一項の認可をしようとするとき。

二 第二十七条の認可（事業計画に係る部分に限る。）をしようとするとき。

第八章 罰則

第四十条 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十三条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

第四十二条 第七条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

二 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（公益法人の設立）

第三十四条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

（定款）

第三十七条 社団法人を設立しようとする者は、定款を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 資産に関する規定

五 理事の任免に関する規定

六 社員の資格の得喪に関する規定

（法人の不法行為能力等）

第四十四条 法人は、理事その他の代理人がその職務を行うつて他人に加えた損害を賠償する責任を負つ。

2 法人の目的の範囲を超える行為によつて他人に損害を加えたときは、その行為に係る事項の決議に賛成した社員及び理事並びにその決議を履行した理事その他の代理人は、連帯してその損害を賠償する責任を負つ。

（法人の住所）

第五十条 法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

三 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「信託会社」とは、第三条の内閣総理大臣の免許又は第七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

3 11（略）

四 金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）

第一条 銀行其ノ他ノ金融機関（政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス）ハ他ノ法律ニ拘ラス内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項ニ規定スル信託業及次ニ掲グル業務（政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下信託業務ト称ス）ヲ営ムコトヲ得

一 信託業法第二条第八項ニ規定スル信託契約代理業

二 信託業法第二条第十項ニ規定スル信託受益権販売業（第四条第三項ニ於テ信託受益権販売業ト称ス）

三 財産ノ管理（受託スル信託財産ト同ジ種類ノ財産ニ付次項ノ信託業務ノ種類及方法ニ規定スル信託財産ノ管理ノ方法ト同ジ方法ニ依リ管理ヲ行フモノニ限ル）

四 財産ニ関スル遺言ノ執行

五 会計ノ検査

六 財産ノ取得、処分又ハ貸借ニ関スル代理又ハ媒介

七 次ニ掲グル事項ニ関スル代理事務

イ 第三号ニ掲グル財産ノ管理

ロ 財産ノ整理又ハ清算

ハ 債権ノ取立

ニ 債務ノ履行

、（略）

五 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（抄）

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

- 一 図書
 - 二 小冊子
 - 三 逐次刊行物
 - 四 楽譜
 - 五 地図
 - 六 映画フィルム
 - 七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画
 - 八 蓄音機用レコード
 - 九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物
- 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一、二 (略)

三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

別表第一 (第二十四条関係)

名	称	根	拠	法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総合研究開発機構	(略)	総合研究開発機構法	(昭和四十八年法律第五十一号)	(略)

六 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（法人の事業税の非課税所得等の範囲）

第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

一～六 (略)

七 損害保険料率算出団体、地方競馬全国協会、日本自転車振興会、自転車競技会、日本小型自動車振興会、小型自動車競走会、高圧ガス保安協会、

危険物保安技術協会、日本消防検定協会、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、日本電気計器検定所、総合研究開発機構、日本勤労者住宅協会、広域臨海環境整備センター、原子力発電環境整備機構、証券業協会、商品先物取引協会及び自動車安全運転センター

八十二 (略)

24 (略)

七 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百二十九号）（抄）

（管轄）

第十二条 取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは判決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

2 土地の収用、鉱業権の設定その他不動産又は特定の場所に係る処分又は判決についての取消訴訟は、その不動産又は場所の所在地の裁判所にも、提起することができる。

3 取消訴訟は、当該処分又は判決に関し事案の処理に当たつた下級行政機関の所在地の裁判所にも、提起することができる。

4 国又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも、提起することができる。

5 前項の規定により特定管轄裁判所に同項の取消訴訟が提起された場合であつて、他の裁判所に事実上及び法律上同一の原因に基づいてされた処分又は判決に係る抗告訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

別表（第十二条関係）

名	称	根	拠	法
総合研究開発機構	(略)	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）	(略)	
(略)			(略)	

八 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

（人格のない社団等に対するこの法律の適用）

第四条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律（別表第一を除く。）の規定を適用する。

(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)

第十一条 別表第一第一号に掲げる内国法人が支払を受ける第七十四条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益及び利益の分配(公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券で政令で定めるもの(以下この条において「公社債等」という。))の利子又は収益の分配(以下この条において「利子等」という。))にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。(については、所得税を課さない。

2、3 (略)

4 前三項の規定のうち公社債等の利子等に係る部分は、これらの規定に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託の受託者が、公社債等につき社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、政令で定めるところにより、当該公社債等の利子等につきこれらの規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該公社債等の利子等の支払をする者を経由して税務署長に提出した場合に限り、適用する。

別表第一 公共法人等の表(第四条、第十一条関係)

一 次の表に掲げる法人

名	称	根	拠	法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総合研究開発機構	(略)	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)	(略)	(略)

二 (略)

九 法人税法(昭和四十年法律第三十四号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 五 (略)

六 公益法人等 別表第二に掲げる法人をいう。

七 四十八 (略)

(人格のない社団等に対するこの法律の適用)

第三条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律(別表第二を除く。))の規定を適用する。

別表第二 公益法人等の表(第二条、第三条関係)

一次の表に掲げる法人

名 称	根 拠 法
(略)	(略)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
(略)	(略)

二 (略)

十 消費税法(昭和六十二年法律第八号) (抄)

(人格のない社団等に対するこの法律の適用)

第三条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律(第十二条の二及び別表第三を除く。)の規定を適用する。

(国、地方公共団体等に対する特例)

第六十条 国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は国若しくは地方公共団体が特別会計を設けて行う事業については、当該一般会計又は特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国又は地方公共団体が特別会計を設けて行う事業のうち政令で定める特別会計を設けて行う事業については、一般会計に係る業務として行う事業とみなす。

2 (略)

3 別表第三に掲げる法人のうち国又は地方公共団体に準ずる法人として政令で定めるものの資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りを行った時期については、前項の規定に準じて、政令で定める。

4 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。)が課税仕入れを行い、又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、当該課税仕入れの日又は課税貨物の保税地域からの引取りの日(当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日)の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入(政令で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」という。)(があり、かつ、当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)の合計額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは、第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額(第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額をいう。次項及び第六項において同じ。)(から控除することができる課税仕入れ等の税額(第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この項及び次項において同じ。)(の合計額は、第三十条から第三十六条までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した場合における当該課税仕入れ等の税額の合計額から特定収入に係る課税仕入れ等の税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額に相当する金額とする。この場合において、当該金額

は、当該課税期間における第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。

5 前項の場合において、同項に規定する課税仕入れ等の税額から同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして同項の課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

6、7 (略)

8 前各項に定めるもののほか、国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて行う事業に限る。）又は別表第三に掲げる法人のうち政令で定めるもの第四十二条第一項、第四項若しくは第六項又は第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限の特例、その他国若しくは地方公共団体、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等に対するこの法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

別表第三 (第三条、第六十条関係)

一次の表に掲げる法人

名	称	根	拠	法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総合研究開発機構	(略)	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)	(略)	(略)

二 (略)

十一 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

2 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 政令で定める公文書館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

三 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書、図画及び電磁的記録であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

別表第一 (第二条関係)

名	称	根	拠	法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総合研究開発機構		総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)		
(略)		(略)		

十二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人をいう。

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

3 この法律において「保有個人情報」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)第二条第二項に規定する法人文書(同項第三号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。)に記録されているものに限る。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものであるもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであるもの

5 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

別表(第二条関係)

名	称	根	拠	法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総合研究開発機構		総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)		
(略)		(略)		

十三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（抄）

（総合研究開発機構法の一部改正）

第六十二条 総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、機構について準用する。

十四 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）

（住所）

第四条 一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（代表者の行為についての損害賠償責任）

第七十八条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。